

報道発表

令和 8 年度浜松市脱炭素経営設備導入支援事業費補助金の申請受付開始について

浜松市では、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業に対して、再エネ・省エネ設備の導入支援を実施しています。

令和 8 年度は、下記のとおり補助金の申請受付を開始します。

記

1 事業名（補助金メニュー）

浜松市脱炭素経営設備導入支援事業費補助金

2 対象事業・補助内容

2030 年までの温室効果ガス排出削減計画を策定し、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業が、次に掲げる設備のうち、少なくとも 1 つ以上を導入する事業であること。

対象設備	補助率・補助額
太陽光発電設備	発電出力 (kW) × 6 万円/kW 以内
定置用蓄電池	補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額以内 (ただし、下記価格の 1 / 3 を上限とする。) 20kWh 以下：14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き) 20kWh 超：16.0 万円/kWh (工事費込み・税抜き)
高効率空調設備	補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額以内
高効率照明設備	補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額以内

※定置用蓄電池は、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備に限ります。

3 補助事業者

市内に所在する事業所・施設等に対象設備を導入する者であること。

対象設備	対象事業者
太陽光発電設備、定置用蓄電池	民間企業及び個人事業主 等
高効率空調設備、高効率照明設備	中小企業基本法による中小企業 及び個人事業主 等

※太陽光発電設備と定置用蓄電池は、第三者所有 (PPA・リース等) による導入も可能です。

4 補助対象経費

対象設備の導入に直接必要な設備装置等の購入や設置に係る工事等に関する費用

※既存設備の撤去や廃棄に関する費用、施設修繕等に係る費用は対象になりません。

5 補助対象期間

交付決定日以降から令和9年2月15日（月）まで

※交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約や工事を実施した場合は、補助金の対象となりません。

6 募集期間・補助金額決定方法

※補助対象設備によって募集期間や補助金額決定方法が異なりますので、ご注意ください。

(1) 募集期間

●太陽光発電設備、定置用蓄電池

令和8年5月1日（金）から令和8年11月30日（月）まで

●高効率空調設備、高効率照明設備

令和8年5月1日（金）から令和8年6月12日（金）まで

(2) 補助金額決定方法

- ・太陽光発電設備と定置用蓄電池については、予算の範囲内で先着順により受付します。
- ・太陽光発電設備の補助については、原則、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」及び市財源の上乗せ補助（計6万円/kW）を行いますが、申請多数により、市財源がなくなった場合には、環境省の交付金のみで補助（4万円/kW）を実施します。
- ・高効率空調設備と高効率照明設備については、申請期間に受付し、申請額の合計が予算額を超えた場合には、予算額を申請額の総額で按分して交付します。
- ・高効率空調設備と高効率照明設備は、補助申請状況により追加公募を実施する可能性があります。

7 申請方法・対象設備の要件等

- ・申請方法は、交付申請に必要な提出書類を揃えて「窓口へ直接持参」してください。
- ・対象設備の要件等を昨年度から変更しています。詳細については浜松市ホームページに掲載されている「浜松市脱炭素経営設備導入支援事業の手引き」等をご確認ください。

[浜松市公式WEBサイト](#) → [創業・産業・ビジネス](#) → [カーボンニュートラル](#) →

[浜松市のカーボンニュートラル政策](#) → [浜松市脱炭素経営設備導入支援事業について](#)

8 提出先・お問い合わせ先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

電話：053-457-2502

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp